

「下條村内発生土置き場（陸沢）における環境保全について」

別紙

に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 全般</p> <p>(1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査等の結果や地域住民等との協議を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、事業による環境影響を回避または最大限低減するよう努めること。</p>	<p>これまでも申し上げてきた通り、工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、「発生土置き場（陸沢）における環境保全について」（以下「環境保全について」という。）に記載の環境保全措置を講じることで、地域住民の方々の生活環境等への影響の回避又は低減に努めます。また、工事の実施及び工事用車両の運行に伴う地域住民の方々の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保や環境影響の低減に向け、引き続き関係機関や地域住民の方々等と協議、調整し、必要な対策を講じます。</p>
<p>(2) 事業の実施に当たっては、工事完了後の維持管理計画を含め、関係機関等との丁寧かつ十分な連絡、調整及び協議に努めること。</p>	<p>工事完了後も継続的に盛土の安定性が確保されるよう、下條村の利用計画を踏まえつつ維持管理計画を取りまとめ、同村等と調整のうえ、管理を引継ぎます。</p>
<p>(3) 工事や環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、下條村及び地域住民に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>他の工事同様、工事期間中の環境保全措置を適切に行うとともに、事後調査及びモニタリングを確実に実施し、その結果や環境保全措置の実施状況などを他の工事箇所と同様に年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。また、工事の施工状況を含めた地域住民の方々へのご説明方法については、下條村及び地元と引き続き協議し、対応していきます。</p>
<p>2 大気質、騒音、振動</p> <p>(1) 粉じん等の発生を低減するための工事用車両のタイヤ洗浄や周辺道路の清掃等について、その頻度を具体的に記載すること。また、工事従事者に実施内容を周知徹底するだけでなく、適切に実施されるよう管理すること。</p>	<p>一般道路と造成範囲との出入口にタイヤ洗浄装置を設置し、工事用車両が周辺道路へ出る際にはその都度、当該装置を使用するとともに、周辺道路の状況を確認し、必要に応じて清掃及び散水等を実施する旨を「環境保全について」に記載しています。</p> <p>また、これらが適切に実施されるよう、工事従事者へ周知徹底するとともに、対応状況を確認します。</p>
<p>(2) 工事の実施及び工事用車両の運行について、計画地近隣の道の駅、宿泊施設、住居等への影響を懸念する住民等からの要望があることを踏まえ、それらの保全対象付近に調査地点を追加し、工事施工前を含め定期的なモニタリングを実施すること。また、その結果を公表するよう検討すること。</p>	<p>工事の実施及び工事用車両の運行に伴う騒音・振動の影響を事業者により実行可能な範囲内で低減できるよう、関係者とも事前に調整の上で、具体的な環境保全措置や住居等の分布等を踏まえた適切なモニタリング計画を取りまとめ、「環境保全について」に記載しています。また、その結果については、年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。</p>

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>3 水環境 (1) 環境保全措置として実施する工事排水の監視について、その頻度や監視の方法を具体的に記載すること。</p>	<p>造成範囲からの排水は、発生土置き場下流に設置する調整池兼沈砂池を經由して公共用水域（火沢川）へ放流する計画であり、調整池の水位や濁り具合について随時目視による監視を行うほか、必要の都度、浮遊物質量、水素イオン濃度（pH）等の測定を行う計画です。</p>
<p>(2) 水質のモニタリングについて、自然由来の重金属等とは具体的にどのような項目なのか記載すること。また、搬入する発生土のモニタリング結果と土壤汚染対策法に定める基準との差が小さい場合とはどのような場合か具体的に記載するとともに、その場合においては、自然由来の重金属等を放流前の工事前排水の測定項目に加えるよう検討すること。</p>	<p>対象とする自然由来の重金属等は、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ふっ素、ほう素であると、「環境保全について」に記載しています。また、搬入する発生土のモニタリング結果と土壤汚染対策法に定める溶出量基準との差が小さい場合とは、搬入した土量全体で基準の80%を超過した場合は指します。その場合には、造成範囲からの排水についても、調整池兼沈砂池から放流する前に、該当する重金属等を測定することを検討します。</p>
<p>(3) 工事の実施及び発生土置き場の存在に伴う水環境への影響や、環境保全措置の具体的な内容について、漁業権を管理する下伊那漁業協同組合に対し、事前説明や状況報告等を丁寧に行うこと。</p>	<p>下伊那漁業協同組合に対しては、これまでに工事計画等をご説明しています。今後も必要により、工事計画や施工状況について丁寧にご説明しながら、工事を進めていきます。</p>
<p>4 動物 (1) 計画地及びその周辺で繁殖期にサシバの生育が確認された場合は、谷地形が重要な採食場所となっている可能性があることから、環境保全措置及び事後調査の実施を検討すること。</p>	<p>「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響の検討について」（以下「調査・影響検討結果」という。）に記載のとおり、計画地及びその周辺でサシバの繁殖に係る行動や営巣は確認されておらず、当該種に係る事後調査は考えていません。</p> <p>なお、工事に際しては「環境保全について」に記載のとおり、「低騒音型建設機械の採用」、「資材運搬等の適切化」等の環境保全措置を実施することで、動物の生息環境に配慮していきます。</p>
<p>(2) 計画地及びその周辺でアオバズクの営巣が確認された場合は、環境保全措置及び事後調査の実施を検討すること。</p>	<p>「調査・影響検討結果」に記載のとおり、計画地及びその周辺でアオバズクの鳴き声が確認されたものの、営巣は確認されておらず、当該種に係る事後調査は考えていません。</p> <p>なお、工事に際しては「環境保全について」に記載のとおり、「低騒音型建設機械の採用」、「資材運搬等の適切化」等の環境保全措置を実施することで、動物の生息環境に配慮していきます。</p>

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>5 その他 (1) 計画地及びその周辺には、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することから、地形及び地質の状況を下條村等の関係機関と十分に共有し、施工中の安全管理を含め適切な工事計画とすること。</p>	<p>「調査・影響検討結果」にも記載のとおり、計画地及びその周辺に、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することは承知しています。</p> <p>土地の安定性の検討に際しては、大規模地震を想定した設計の実施、より安全性を高めるための埋設工の設置、基準以上の降雨確率条件を用いた排水設備の設計などを行い、土地の安定性を確保する計画としています。</p> <p>加えて、施工に際しては、事前に試験盛土等により発生土の性質を把握したうえで、草木の伐開・除根や表土の崖錐堆積物の除去を行い、盛土の締固め厚さは長野県土木工事共通仕様書（長野県建設部）を参考に30cmを基本とすることとしており、工事にあたっては、これらが適切に実施されるよう管理していきます。</p>
<p>(2) 工事完了後の発生土置き場の管理について、下條村等の関係機関と十分に協議を行い、排水設備等の維持管理、観測井の設置等による盛土内部の地下水位の監視等が適切に行われ、継続的に盛土の安定性が確保されるよう対応すること。</p>	<p>工事完了後も継続的に盛土の安定性が確保されるよう、下條村の利用計画を踏まえつつ維持管理計画を取りまとめ、同村等と調整のうえ、管理を引継ぎます。</p>
<p>(3) 工事用車両の運行により、国道151号の交通量が大きく増加することから、一般車両、歩行者等の安全の確保に努めるとともに、関係機関や地域住民等と十分に協議の上、車両の運行に伴う生活環境への影響を低減すること。</p>	<p>工事用車両の運行にあたっては、工事説明会等で地元へご説明した安全対策を適切に実施し、一般車両や歩行者等の安全確保に努めるとともに、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境への影響の回避又は低減に努めます。</p>
<p>(4) よりわかりやすい図書となるよう、関係する他図書の引用や、最新の資料や調査結果等を用いて、可能な限り詳細な記載に努めること。</p>	<p>環境保全計画等の作成にあたり他の図書の記載を引用する際には、必要によりその具体的な内容を明示するなど、引き続きわかりやすい図書となるよう努めます。</p>